

消防救第 65 号
平成 29 年 5 月 10 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁救急企画室長
(公印省略)

救急安心センター事業（#7119）普及促進アドバイザー制度の創設
について（通知）

平素より、救急業務の推進に御尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

消防庁では、救急需要の増大や救急業務のあり方について必要な研究・検討を行い、救急業務を取り巻く諸課題に対応することを目的として、「平成 28 年度救急業務のあり方に関する検討会」を開催しました。

本検討会において、救急安心センター事業（#7119）を運営していくに当たって、医学的な質の確保、相談員の確保などの課題が確認されており、実際の運営に携わっている者（自治体職員、医師及び看護師）による幅の広いアドバイスができる体制が必要であるとの報告がなされたところです。

このことを踏まえ、救急安心センター事業（#7119）の普及方策について助言等を行うアドバイザーを派遣する事業を開始することとし、別紙のとおり「救急安心センター事業（#7119）普及促進アドバイザー派遣要綱」を定めました。

貴職におかれましては、衛生主管部局と共有していただくとともに、本派遣制度の積極的な活用について御配意いただくようお願いいたします。

また、都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部組合等を含む。）に対してもこの旨周知をされるようお願いいたします。

消防庁救急企画室
大嶋、伊藤、志田、一色
電話：03-5253-7529（直通）
E-mail：kyukyukikaku@soumu.go.jp

救急安心センター事業（＃7119）普及促進アドバイザー派遣要綱

（目的）

第1条 救急安心センター事業（＃7119）の推進を積極的に支援するため、救急安心センター事業（＃7119）普及促進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を都道府県、市町村、消防本部等に派遣するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 アドバイザーは、都道府県、市町村、消防本部等における救急安心センター事業（＃7119）を推進するための具体的な方策に関する助言、研修支援等を行うものとする。

2 前項の助言、研修支援等は、概ね次のとおりとする。

- (1) 救急安心センター事業（＃7119）に関する個別具体的な相談への助言
- (2) 救急安心センター事業（＃7119）に関する研修支援、情報提供
- (3) その他、救急安心センター事業（＃7119）の推進に必要な業務の助言

（アドバイザー）

第3条 アドバイザーは、救急安心センター事業（＃7119）実施団体が、普及促進等に必要な知識又は経験を考慮して、当該団体に関係する者の中から推薦する。

2 前項の推薦の結果について、別紙様式1により、消防庁救急企画室長へ通知するものとし、消防庁救急企画室長がアドバイザーとして登録する。

（登録期間）

第4条 アドバイザーの登録期間は、原則として2年とする。ただし、再登録を妨げない。

（派遣の対象団体）

第5条 アドバイザーの派遣の対象は、救急安心センター事業（＃7119）の実施に向けた検討を行う都道府県、市町村、消防本部等（都道府県、市町村又は共同して派遣を要請する団体を含む。以下「対象団体」という。）又は消防庁救急企画室により派遣が必要と判断された団体とする。

（アドバイザーの身分の取扱い）

第6条 アドバイザーは、所属団体の職員の身分を有するものとし、所属団体の任命権者の職務命令により消防庁の業務への協力として、アドバイザーの業務を行うものとする。

2 アドバイザーは、所属団体の身分を有し、所属団体が給与を支給し、災害補償は、所属団体の適用を受ける。

(依頼)

第7条 アドバイザーの派遣を希望する対象団体は、別紙様式2により、消防庁救急企画室に依頼するものとする。

2 前項の規定は、対象団体がアドバイザーの所属する団体に対し、自らの経費負担においてアドバイザー派遣を直接依頼することを妨げない。

(派遣の決定)

第8条 消防庁は、対象団体からアドバイザー派遣の依頼があった場合又は必要と認められる場合は、対象団体、アドバイザー及びその所属団体と調整の上、アドバイザーを派遣するものとする。

2 前項の派遣の決定通知は、別紙様式3及び4により、アドバイザー及びその所属団体に行うこととする。

(報告)

第9条 アドバイザーの派遣を受けた対象団体は、その結果を消防庁に別紙様式5により報告するものとする。ただし、第11条の規定により、消防庁が経費を負担する場合に限る。

(守秘義務)

第10条 アドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(経費)

第11条 アドバイザーの派遣事業に関する旅費等の経費は、消防庁の負担とする。

(登録の取消し)

第12条 消防庁救急企画室長は、アドバイザーが次の各号の一に該当することとなったときは、アドバイザーの登録を取り消すものとする。

- (1) 業務上知り得た秘密を漏らしたとき。
- (2) 業務の執行を怠ったと認められるとき。
- (3) 心身の故障のため業務に支障をきたすと認められるとき。
- (4) その他本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められるとき。

(その他)

第13条 アドバイザーに関する庶務は、消防庁救急企画室で処理する。

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、消防庁救急企画室長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行するものとする。

消防庁救急企画室長 殿

○○○○○○○○

救急安心センター事業（#7119）普及促進アドバイザーの推薦について

救急安心センター事業（#7119）普及促進アドバイザーを下記のとおり推薦しますので、救急安心センター事業（#7119）普及促進アドバイザー派遣要綱第3条第2項の規定に基づき、通知します。

記

所属団体名（所属等）	職務	氏名
	医師	
	看護師	
	自治体職員	
	自治体職員	

備考

- (1) 所属団体の医師1名、看護師1名、自治体職員2名を限度とし推薦してください。
- (2) 委託方式を取っているなどの実情に応じて、医師、看護師の推薦が困難な場合は空欄でも可とします。

平成 年 月 日

消防庁救急企画室長 殿

(派遣対象団体名) _____

救急安心センター事業 (#7119) 普及促進アドバイザー派遣依頼書

1 派遣希望年月日

平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分まで
(希望する場合の時間 分)

2 依頼内容

3 担当者等

- (1) 担当課・担当者
- (2) 連絡先
- (3) メールアドレス

別紙様式3
消 防 救 第 号
平 成 年 月 日

殿

消防庁救急企画室長

救急安心センター事業（#7119）普及促進アドバイザーの派遣
について（依頼）

救急安心センター事業（#7119）普及促進アドバイザー派遣要綱に基づき、（派遣対象団体名）から別紙のとおり救急安心センター事業（#7119）普及促進アドバイザーの派遣依頼があり・消防庁救急企画室が必要と認め）、選考の結果、貴団体の下記職員に派遣をお願いすることとなりました。

つきましては、下記職員のアドバイザー派遣に関し特段の御配慮を頂きますようお願いいたします。

記

1 対象団体

- (1) 名 称
- (2) 開催日時 平成 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
- (3) 場 所
- (4) 参加予定者

2 アドバイザーとして出張していただく方

殿

- 3 アドバイザー派遣に際しての措置等出張に係る旅費等は消防庁で負担します。
なお、支払い方法については、別途調整させていただきます。

別記様式4
消 防 救 第 号
平 成 年 月 日

殿

消防庁救急企画室長

救急安心センター事業（#7119）普及促進アドバイザーの派遣
について（依頼）

救急安心センター事業（#7119）普及促進アドバイザー派遣要綱に基づき、（派遣対象団体名）から別紙のとおり派遣依頼がありましたので、（派遣対象団体名）において、支援をお願い致します。

記

1 派遣する自治体、検討会等

- (1) 名 称
- (2) 開催日時 平成 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
- (3) 場 所
- (4) 参加予定者

2 派遣先での実施内容

- 3 アドバイザー派遣に際しての措置等出張に係る旅費等は消防庁で負担します。
なお、支払い方法については、別途調整させていただきます。

アドバイザー派遣フロー

